

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年6月22日 午後3時～午後4時9分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	川添 公貴	委員	小田原 勇次郎
委員	中島 由美子	委員	森 満 晃

○欠席委員

議員 佃 昌樹

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二 議員 江口 是彦

○その他の議員

議員 井上 勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎	企画政策課長	上大迫 修
総務課長	田代 健一		
文書法制室長	堀ノ内 孝	議会事務局長	田上 正洋
		議事調査課長	道場 益男
企画政策部長	永田 一廣		

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主 幹	久米 道秋
課長代理	茶圓 勝久	議事グループ員	柳 裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一		

○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される請願等の審議方法について
 - 3 委員会次第書及び委員長報告の取扱いについて
 - 4 公募による意見交換会の申込みについて
 - 5 タブレット端末に係る先進地の状況調査の日程について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠）それじゃ、本会議は大変御苦労までございました。きょうは中日議運があるということで、一般質問も4名ということで一応時間の配分をして4名にしました。

委員長のほうから、佃先生の関係にありましたけど、膝の半月板ということちょっと時間がかかるということ、今、休みを入れてますけど。お伝えしてくれということでしたけども、お見舞金はもう気を遣わないでくれという申し入れがあえて正副議長にもありましたから、一応、おつなぎをしておきます。

きょうの議運の内容につきましては、そこに別紙のとおり御協議をいただくこととなります。いろいろ御提案やら、いろいろ今後の取り扱いも御協議していただきたい議案がありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。終わります。

△請願等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）それでは、請願等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった請願等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料1と写しつづりを一緒にごらんいただきたいと思えます。

請願が1件と陳情が7件、裏面のほうには市外からの陳情という形で1件出てきております。

まず、請願でございますけれども、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書でございます。提出者は本市に事業所を有しております薩摩川内市職員労働組合からでございます。成川議員が紹介議員となっておりまして、受理日は6月9日ということで、開会日前に受理をいたしております。別添写しの請願のとおり

でございます。

具体的な請願の内容につきましては、記以下、裏面までになっておりますけれども、全部で7項目でございます。地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額等についての具体的には7項目の請願事項となっているようでございます。

形式については、一応整っておりますので、付託先について御協議いただくというものでございます。

次に、陳情についてでございます。陳情の1件目は、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書でございます。本市に事業所を有しております連合鹿児島北薩地域協議会のほうから提出をされております。

別添写し、陳情1と書いてございますが、陳情1の裏面に具体的な陳情項目が記載されております。具体的には、3項目ほど年金の運用に関しての陳情がされております。国民年金―厚生年金等内容は含まれるかと思えますけれども、本市におきまして国民年金、の事務につきましては、保険年金課が所掌しているところでございます。本陳情につきまして、請願の可否及び付託先を御協議いただくものとなります。

次に、陳情の2件目でございます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情でございます。

提出者は、本市に住所を有していらっしゃる政元章伸氏からでございます。開会日前の受理となっております。

本件につきましては、陳情書の表面に記以下、3項目の陳情項目となっております。これまでも同趣旨の陳情につきまして、鹿児島県教職員組合のほうからも出されております。今回は個人から出されているようでございますけれども、これまで総務文教委員会に同趣旨の陳情は付託されたことがございます。付託の可否及び付託先について御協議いただくものとなります。

次に、陳情の3番目でございます。原発を生かす町づくりに関する陳情書でございます。

本市に住所を有していらっしゃる石原修氏から提出がされております。

陳情の内容につきましては、3項目でございます。久見崎、寄田、高江地区を日本一の原発直近モデ

ル地区にするとということ、2点目が、本市が誘致した自衛隊、純心女子大学を原発と絡めて誘致メリットが出るように考えてほしいということ、3点目が、原子力関連企業研究所の誘致を優先的に検討してほしいといった陳情項目となっております。

三つの陳情につきまして、まちづくりに関しての提言というようなものでございます。陳情として取り扱うかどうかということ、付託の可否、付託となった場合の付託先について御協議いただくものとなります。

次に、陳情の4番目となります。「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書でございます。

これにつきましては、先ほどの3番目の陳情を出された方と同一の方でございます。陳情原本のほうには、高城地区主任児童委員ということで、見え消しになっておりますけれども、この肩書での陳情ではなくて、個人としての陳情であるということを確認いたしまして、個人からの陳情という取り扱いに変えさせていただいております。

陳情の要旨につきましては、二項目でございます。緊急性に応じて強制力を持った対応がとれるようにするといったこと、またその法的根拠になる条例を制定してほしいといった内容が陳情の概要となります。

本件につきましても、付託の可否及び付託するとなったときの付託先を御協議いただくものとなります。

次が、陳情の5番目でございます。川内原発の避難計画に関する陳情でございます。

本市内に事業所を有します川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内から出されております。

具体的な陳情項目につきましては、陳情写しの記以下に書いてございます。県知事と市長に対し川内原発再稼働の前に、県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会実施を求めるといふものでございます。

本件につきまして、付託の可否及び付託先を御協議いただくものでございますが、避難計画につきましては、これまで川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうに付託された実績のあるところでございます。

それから、陳情の6番目でございます。陳情の

6番目と陳情の7番目につきましては、川内原発の避難訓練に関する陳情でございます。関連いたしているようでございますので、一括して御審査いただければと考えるものでございます。

まず、陳情の6番目の分でございますが、こちらの提出者につきましては、本市に事業所を有しております先ほどの5番目の陳情と同一の川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内から出されているものでございます。

陳情の趣旨につきましても、裏面、2面にありますとおり、原発再稼働の前に同じく県と30キロ圏の自治体共催による避難計画の実効性を確認できる、住民参加できる避難訓練の実施を求めてくださいといったものでございます。

また、陳情の7番目でございます。こちらのほうは、本市に協議会所在地を有しております川内原発建設反対連絡協議会から出されている陳情でございます。

陳情の項目は、記以下具体的に二項目でございます。川内原発再稼働の前に、全市民参加の避難訓練を実施すること。2点目が、原発の重大事故に備える避難計画について、各自治会と研修の機会を毎年つくること。以上、二項目が陳情項目となっております。

これまで避難計画について、川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうで審議をされた実績のあるところでございます。

これらを踏まえて、付託の可否及び付託先について御協議いただくこととなるものでございます。

それから、その他といたしまして、資料1の裏面になります。国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書ということで、これにつきましては、憲法を守る鹿児島県共同センターから出されておりますけれども、鹿児島市に事業所を有する団体でございます。申し合わせによりまして、市外からの陳情ということで、これまで議員全員の配付にとどめるという取り扱いがされているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御協議お願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、それぞれ取り扱いを審査していきます。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書についてですが、同趣旨のも

のは、これまで総務文教委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本請願の取り扱いは総務文教委員会に付託することで御了承願います。

次に、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書についてですが、国民年金など年金関係の所管は、市民福祉委員会です。これを踏まえて付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いは委員会に付託することとし、付託先は市民福祉委員会とすることで御了承願います。

次に、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情についてですが、同趣旨のものはこれまで総務文教委員会に付託されているようです。これを踏まえて付託先について質疑、意見をお出してください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、これらの陳情の取り扱いは委員会に付託することとし、付託先は総務文教委員会とすることで御了承願います。

次に、原発を生かす町づくりに関する陳情書についてですが、まちづくりに関する提言のようです。これを踏まえて付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）内容からして、陳情は何びとたりもできるとなってるんですけど、中身について陳情にふさわしいのかなというような気がします。

については、考え方なんですけど、原発を生かして地域振興をやっているという趣旨の話だろうとは思って、私としてはこの陳情については、議員配付で各自議員が確認をしていただいて、努力をしていくという形をとっていただけたら

がいいんじゃないかというような考えを持っているんですが。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）といいながら、もう一つ。

○委員長（大田黒 博）川添委員。

○委員（川添公貴）ということは、結論を出しようがないと。可か否かしかできないんで、可か否かと言われたときに、ちょっとなかなか難しいのかなというのもあるんで、そういう考えであります。

○委員長（大田黒 博）今、川添委員より配付でいいんじゃないだろうかということですが、ほかの方の意見をお願いします。

○委員外委員（江口是彦）いいですか。はい、もう全く私も異議はありませんが、陳情者に対しての対応、例えば議員にこういうことで配付したというような取り扱い、陳情者に対する取り扱いだけを、こういう場合のお聞かせください。

○議事調査課長（道場益男）陳情が出された際に、陳情の取り扱いについては議会運営委員会で協議いただいて、その取り扱いを決定しますということは、もうお伝えしてございますので、仮に市内に居住されていらっしゃる方で、文書配付になるといったケースが出てきた場合には、その旨このような協議結果となりましたと、文書配付になりましたということはお伝えするというになります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに。議員配付という意見が出ておりますけれども、それでよろしいですか。

○委員（小田原勇次郎）ちょっと自由討議に切りかえてもらっていいですか。

○委員長（大田黒 博）はい、自由討議します。

○委員（小田原勇次郎）これを配付にするという部分の中において、もう一回我々も議員もちゃんと認識をして理解しておかなきゃいかんと思うんですが。例えば、私もこの陳情書を初めて目にするものですから、きょう——例えば、この3番目の項目なんか、原子力関連企業研究所の誘致っていうのは、今まで我々の議会の中でも一般質問でも取り上げてる内容であるんですが、こういう内容が入っておるといって、上記、例えば自衛隊に関する部分とか、市の単独ではできない部分等もあるんですが、ここらあたり——こういう、

うちの議会の中で議論されてる3番目の部分なんか入ってるという、ここらあたり、のいわゆる整理の仕方、もう一切陳情として取り上げませんよという、これは線引きをしなきゃいけない部分ですから、そこあたりの共通認識を持つ必要があると思うんですが。ほかの議員各位の御意見等も、ちょっとお聞かせ願えればなと思うところです。

○委員（川添公貴）陳情の取り扱いについて、陳情を受けないっていうんじゃないくて、陳情をしっかり受けて、それを吟味するっていう委員会にかけるっていう方法と、議員全員にまたお知らせするっていう方法があると思うんですね。昔はそれはやってたんで。

それは全員中身を読んでだったんですけど、大きな理由の中で、1のところですが、黒字になってるんですが、「他県原発立地自治体に先駆けたまちづくりを考えてほしい」、これは当然ですよ。これは各議員がやっていること。それから、2番目に気になるのが、「再稼働一番乗りの見返りの条件として」って書いてあるんですね。なかなかこういうふさわしくない言葉なのかなっていうこと、気持ちはわかるんです。ここで十分気持ちがこもって、陳情者の気持ちはわかる。

それから、いろんな企業誘致っていう観点で3番が載ってるんで、これは理解をする。そもそも理由の中で、実際にこういう理由だからこうしてほしいっていうことであって、「原発の膝元にある地域の再生とまちづくりについて考えさせられました」っていうことであって、なかなか前段から受ける、私として受け入れがたかったところでもあります。

「終戦間際に米軍の機銃掃射を受けて亡くなった児童の碑を見る機会がありました」っていうことで、それらを踏まえたまちづくりにしてほしいっていう意味はわかるんだけど、じゃあこれを委員の方々、その委員会が付託されたところが可か否かって判断をするには、余りにも大きな話なのかな。だから、文書配付をして、各議員がそれぞれ一緒になって努力をしていくべきだろうと、中身を選んで取捨選択して、そういう意味で配ったほうがいいのかなって思ってます。

だから、もう一回言います。付託をすれば可か否かどちらかにしなきゃならんですよ。可決するにしても、その任された委員会はちょっと厳しいとは思いますが、それが考えです。補足説

明です。

○委員長（大田黒 博）ほかに自由討議、谷津委員。

○委員（谷津由尚）再稼働の見返りとか、それはちょっと別にして、結論から言って、その可か否かという結論を出す、出せられるというよりは、これスケールが大き過ぎて、ちょっと実現できるんだろうかというのが、まず真っ先に出てくるわけです。

いずれにしても、向こう1年、2年ではこれを採択したとしても、どんな形で進められていけるのかということ考えたときに、その方法論がないということもあって、今、川添委員が言われるように、ちょっと採択は難しいんじゃないかと。その採択というか、付託が難しいんじゃないかと思えます。

それと、先ほど小田原委員からあった3番目の、この原子力関連企業研究所の誘致なんですが、これは確かに大変やるべきことなんですが、以前企画経済委員会で同様の陳情書を否決した経緯もあります。ちょっとそれは理由はいろいろあるんですけどね、なんです。ですから、そこには余りこだわらないでもいいんじゃないかなと。趣旨は十分わかりますので。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）陳情書に対して話をするのには、やはり事が大きいと。だから、議会全体として今後一緒に考えて、議長がいらっしゃるから、議長を中心として取捨選択してやっていくということで、配付、可とか否とかっちゃう問題じゃなくて、取り組むべき問題だろうということで断りを入れれば、納得されるんじゃないでしょうかね。

さっき谷津委員がおっしゃったように、「じゃあ駐屯地をふやせて誰がどげんすつとよ、議会で」っちゃう話になる。それはもうその原子力関係っちゃう相手を除いたにしてもですよ、3番にしても、企業誘致っていう観点からいくと、ぜひ企業誘致はしたい。原子力だけを外して、大きく見たときに、でも、正直言うて委員の皆さん意見を出しづらいし、じゃあいざ採決しましょうかっていったときに、厳しいのかなっていうような思いはしますね。

○委員長（大田黒 博）いいですか、議長ありませんか。

○議長（上野一誠）議員にお示しをするという一つの市内に住まれる方ですので、一応議運の判断もお尋ねをしたいということで、いろいろとごもっとな御意見が出てまして、私も取り扱的には非常に難しいなと思ってます。

それで、言われるようにこの陳情者に対しては、陳情として扱ってほしいという思いもあるんですが、いろいろこの内容を踏まえて冒頭出てるように、石原さんからのまちづくりに対する提言という形で、議会はそれぞれがこの文書をもって各議員が認識をしましたと。したがって、これについては一応議会に提言という形で処理をさせていただきたいと、そのような形で議会運営委員会としては集約をしましたという形で、返事をお返しするという形で。陳情を受けるということなので、だからそういう形で議会は陳情を受けるということになるんだけど、委員会付託じゃなくて、それぞれの委員各位に文書をもってこのことを理解するという形で、これからのやっぱりいろんな御提言も、議会としてしていかにやいかんから、お気持ちを提言として受けましたという形に処理してはどうかですね。

○委員長（大田黒 博）本会議に戻します。

それでは、今出ましたように、本陳情の取り扱いには委員会に付託せず、文書配付とすることで御了承願います。

次に、「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書についてですが、児童虐待対策など、子育て支援に関する所管は市民福祉委員会のようなようです。これを踏まえて、付託の可否、付託先について質疑、意見をお願いします。

○委員（谷津由尚）石原何某氏の個人での陳情という説明をされましたよね。ちょっと聞こえませんでしたんで。民生委員ではないということですよ。児童主任ではないと。

○議事調査課長（道場益男）立場上は、高城地区の主任児童委員という肩書は持っていらっしゃるみたいなんですけど、本陳情につきましては、そういう肩書ではなくて、個人での陳情という取り扱いとなるものです。ちょっと見えづらくて申しわけございません、すいません。

○委員（谷津由尚）はい、わかりました。

○委員長（大田黒 博）それでは、御意見をお願いします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いは委員会に付託することとし、付託先は市民福祉委員会とすることで御了承願います。

次に、川内原発の避難計画に関する陳情についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）あとの2点も関連がありますので、3件とも一緒に付託をして、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託をされたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情の取り扱いは委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、今、出ましたように、もう二つ一緒にいきます。川内の避難訓練に関する陳情及び川内原発再稼働の前に避難訓練の実施を求める陳情については同様ですので、一括して協議します。

付託の可否、付託先について質疑、意見をお出してください。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）意見はないと認めます。

それでは、これらの陳情の取り扱いは委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次は、その他でありますけど、これは提出者が市外の者でありますので、文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、文書配付とすることで御了承願います。

以上で、請願等の取り扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。お願いします。

[当局入室]

○委員長（大田黒 博）よろしいですか。

△今期定例会に付議される請願等の審議方法について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される請願等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

受理請願が1件、受理陳情が6件ございます。先ほど御協議いただきましたとおり、請願第7号については、6月26日の総務文教委員会に、陳情第8号については、6月25日の市民福祉委員会に、陳情第9号については、6月26日の総務文教委員会に、陳情第10号については、6月25日の市民福祉委員会に、陳情第11号、12号及び13号については、資料2-2、第2回定例会会期及び会期日程に記載のとおり、6月29日開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、予定はないようです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される請願等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される請願等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時30分休憩

~~~~~

午後3時37分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△委員会次第書及び委員長報告の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）次に、委員会次第書及び委員長報告の取扱いについてを議題といたします。

本件については、6月1日、委員長連絡会で協議が行われていますので、協議結果について事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料は、資料4と委員長連絡会で使用しました参考資料を複数添付いたしております。

まず、資料4をごらんいただきたいと思います。委員長連絡会を開催していただき、協議いただいた案件につきましては2項目ございまして、いずれも事務局の事務軽減を図る観点から御協議いただいたものでございまして、一つは委員長によります委員会次第書の作成、もう一つが委員長報告の作成について協議をいただいたものでございます。

具体的には、参考資料のAから参考資料Eまでが当日使いました資料でございます。

結論といたしまして、1点目の委員会次第書の取り扱いにつきましては2点ございまして、担当書記が作成した審査日程と委員会次第書の基本フォーマットを参考にした委員会運営が考えられるということから、可能な委員会からそのような運営に切りかえていくということ、また2点目といたしまして、委員長が担当書記の作成する次第書のほうを希望する場合は、従来どおりということで運営していくということとなったものでございます。

具体的には、参考資料Bの審査日程と、参考資料Cの――横長になりますが、委員長次第書の基本フォーマット――この2種類で委員会運営をされる委員長も出てくるということで、基本パターンとすれば3パターンほどの繰り返しになるので、そういった委員会運営ができる場所は、委員長のほうで対応していただくというようなことになったものです。

それから、2点目でございますが、委員長報告の取り扱いについては、基本的には従来どおりというような結論となっております。

1点目を読み上げますと、基本的には従来どおりの付託事件等審査結果報告書案を事務局のほうで作成し、正副委員長に確認していただくこととするということで。ただ、意見、要望等の整理時間の短縮を図るため、委員会が終了した時点で正



副委員長のほうから取りまとめの方向性について、可能な範囲である程度指示を受けるようにするというふうに取りまとめてございます。

また、2点目では、本会議での委員長報告のあり方についてです。

会議のほうを効率的に進めるため、付託事件等審査結果報告のそのままの口述はせずに、原案可決が続くといったような場合は、まとめて報告するといったことで整理してございます。

具体的な口述の例でございますが、参考資料Eということで、平成26年12月定例会の総務文教委員会の例を示してございます。左のほうが報告書でございますけれども、従来はここに書いてあるのをそのまま読み上げておったわけなんです、今回見直しをして、委員長の口述になる部分がゴシック体となります。具体的には、原案121号から157号まで原案可決が続いております。

ちょっと読み上げたいと思いますが、「議案第121号薩摩川内市上甌グラウンドの指定管理者の指定についてから、議案第124号薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園の指定管理者の指定についてまでの議案4件及び議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分については、原案のとおり可決すべきものとそれぞれ決定した」ということになりました。

要領といたしましては、その右に書いてございますが、議案番号が連判として続く場合で、かつ討論等がない場合は、まとめて報告するということ。それから、番号が飛んでいる場合でも、原案可決がその後続くというようなときには、「及び」で結んで、これもまとめて報告するというような形で、「原案のとおり可決した」、「原案のとおり可決した」というのが続かないような工夫をするということで整理をしていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員会次第書及び委員長報告の取扱いについては、説明のとおり取り扱うことで御了

承願います。

以上で、委員会次第書及び委員長報告の取扱いについてを終了します。

△公募による意見交換会の申込みについて

○委員長（大田黒 博）次に、公募による意見交換会の申込みについてを議題といたします。

まず、事務局に説明をお願いします。

○議事調査課長（道場益男）公募による意見交換会の申し込み状況についてでございます。

資料5と申し込み用紙が二つ、後ろのほうについてでございます。今回2件ございましたが、6月1日に八幡地区コミ協のほうから出されてるのが1件、地域振興住宅の建設についてということで、コミセン前の区画整理をしてほしいということでございます。希望日時につきましては、11月中旬とされております。

それから、2点目が6月4日申し込みをいただきました鳥丸地区コミからございまして、五色親水公園の橋の架けかえについてでございます。

当局のほうからまだ明確な回答をもらっていないということが背景にあるようでございますが、10月ごろの希望という形で申し込みをいただいております。

この2件、いずれももう少し希望日時まで時間がございまして、本日この意見交換会の申し出を受ける、受けないの件につきましては、ほかからの出ぐあいといったものもちょっと様子を見させていただきたいというふうなことも考えておりますことから、また別の日に御協議をいただいて、本日は2件出されておりますという状況の御報告をさせていただければという形で、資料を整理したところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博）説明がありましたが、御意見はありませんか。

○議長（上野一誠）今、公募ではこういう状態ですけど、しばらく見てここあたりが少ないようであれば、また団体のものを少し並行して進めるような御提案をまたしていきたいと思っております。どうぞ御理解をしておいていただきたいと思います。

○委員長（大田黒 博）よろしいですね。

それでは、今回申し込みのあった意見交換会は、説明のとおりでございます。

なお、諾否の決定と対応する班については、今後の申し込み状況を見ながら改めて協議することとします。

以上で、公募による意見交換会の申込みについてを終了します。

△タブレット端末の検討に係る先進地の状況調査の日程について

○委員長（大田黒 博）次に、タブレット端末の検討に係る議会運営委員会による先進地の状況調査の日程についてを議題といたします。

まず、事務局に説明をお願いします。

○議事調査課長（道場益男）資料6をごらんいただきますと思います。タブレット端末の検討につきましても、議会運営委員会のほうで今後進めていくというふうなことで、5月11日にスケジュール等も御確認いただいたところでございましたけれども、この中で先進地の状況調査について、ちょっと前倒しさせていただきたいということで、今回資料をお出し、御協議をいただくというものでございます。

具体的には、当初、議会運営委員会での先進地調査を10月から11月にかけて行うということで予定しておりましたけれども、今定例会が終了いたしました7月から8月にかけて、ちょっと前倒しで視察日程を検討させていただきたいというものでございます。

はっきりといたしましては、鹿児島市のほうでも新聞等によりますと、電子採決を既に導入をされたというようなことで載っていたりとか、ちょっと県内の状況等も若干進んできているような状況にあるといったことで、予算要求等の時期も考えますと、少し早目にしたいというふうなこと等もあります。

また、事務局のほうも書記が議運、常任委員会の書記を兼ねておりますので、できるだけ時期をずらせるとありがたいということで、このような提案をさせていただいたところでございます。

2点目の調査先につきましては、県内におきましては鹿児島、霧島と既に実施されているようでございます。近いところでも2市ほどございますので、そちらも調査し、また県外の視察も本年度予算措置いたしておりますので、相手さんの都合にもよりますけれども、相手さんと今後記載のよう市議会のほうと調整させていただき、日程が

合うようなところから視察をさせていただければという形で、今回提案したところでございます。よろしくをお願いします。

○委員長（大田黒 博）事務局から説明がありました。御意見ありませんか。

今説明がありましたように、ちょっと県内2カ所、県外がごらんのとおりでございます。正副委員長でちょっと協議はしたんですが、県内の2カ所から先に見たらどうかなどは思ってるんですが、その辺を含めてちょっと御意見をいただきたいんですが。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）いいですか。それでは、タブレット端末の検討に係る議会運営委員会による先進地の状況調査については、7月から8月に実施することとし、相手方との調整の関係がございますので、委員派遣の手続は正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

以上で、タブレット端末の検討に係る議会運営委員会による先進地の状況調査の日程についてを終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時48分休憩

~~~~~

午後4時09分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博